

伏見にて太閤御成りの節、御舞臺に初めて松を描かせられたり。舞臺の畫は尤も松に限りたる事にはあらず。何にても描く事也。江戸御城の舞臺は、椿の繪也と和田孟貞の咄也。とあり。又舊藩中は、松囃子とて正月二日の夜謡初の規式あり。是らも利家卿の時よりの事ならんか。綱紀卿の時竹田權兵衛へ尋ね給ふに、松囃子と申す事は、京都將軍家の時、毎歳正月の初め殿中松の間と申す間にて囃子あり。是を松囃子と呼べり。松囃子とは松の間囃子の略語なるよし、家傳の旨申上げたりと、湯淺祇庸いへり。按ずるに、蜷川親元日記に、寛正六年正月十四日壬戌、殿中御一献如例云々。入夜松御庭松囃能有之。昨夜被觸申。御方々御祇候。とあり。此の外にも彼は見えなれど略す。

○二、丸數寄屋跡

此の遺跡は、従前の二、丸廣式の邊なり。廣式の向ひより、玉泉院丸入口紅葉橋への通門をば、數寄屋門と呼べり。金城深秘録に、御數寄屋唐御門足輕番所と載せたり。三州志來因概覽附録に云ふ。數寄屋第。此の遺號に因れば、古の茶寮の地なるか。此の所今は二、丸後堂の灸婢居房追々建

出し、纒の地面なり。昔村井豊後手自ら茶を點じて國祖に献ず。國祖も亦手自ら茶を点ぜらるゝ事、公の夜話録に見えたれど、西、丸とあれば、此の第には非ざるべし。といへり。

○二、丸厩跡

今枝直方筆記に、金澤の城を陽廣院殿へ御渡し被成時、二之丸に厩三間に作らせて被進しと云々。家嚴話。とあり。按ずるに、右は微妙公小松城へ退隱養老し給ふ時の事に、今枝譜に、寛永十六年己卯六月。筑州公受肥前公之家督。閏十一月十三日入賀府。直恒扈從。と載せたり。三壺記三州志等に、陽廣公の入國を寛永十八年四月と載せたるは誤也。按ずるに、此の時二、丸に厩を建て、駿馬どもを繋ぎ置かれしものなるべし。是は利常卿深き尊慮ありての事なりしと聞ゆ。可觀小説に云ふ。陽廣公入部し給うて、何某とかいふ者に經書の講談を御聞可被成との事なりしが、國老横山山城守長知のいへるは、即今御心に可被爲懸事は、先づ御政務也。尤も此の事は安房守と某兩人致し相勝申す事なれば、御前には御隙の多き故、講談御聽聞と

風聞候ては、御爲め惡敷、先づ本年中は御指止被遊可然。御鷹野には折々御出可然候也。と申上げ、る故、講談の御沙汰は止めけると也。又拾纂名言記に云ふ。微妙公富田善左衛門を以て被仰進。筑前學文に心を寄せて數寄候よし、一段の事也。軍の心は合点仕るまじきか。我等が家の軍法に第一秘傳の事あり、御相傳可被成哉と。陽廣公其段聞召され、辱く思召のよし御返答被仰上。則善左衛門に誓詞被仰付、御相傳ありしと也。又小瀬甫庵の由緒書に、寛永元年微妙公被召出、貳百五拾石賜之、陽廣公へ軍法御傳授仕處、御祝着被遊、御自詠御眞筆の短冊賜之。其御歌。

朽ちぬべき老木の花の種を世に

春風ならで誰かつたへむ

○橋 爪 門

此の樓門は二、丸の正面にて、一、丸と三、丸との境なる塹の橋爪にあり。依りて橋爪門と呼べり。有澤武貞の城中名目書に、橋爪之橋も三之丸橋爪と稱し、其實は三、丸に屬せりといへり。又橋爪門の名は、綱紀卿尋ね給ふにより、有

澤致貞より寫上げたる元和以往の城中の古圖に既に載せられた、慶長以前よりの名稱なるべし。關屋政春古兵談に、有澤武貞朱書して云ふ。元和元年の春、利常卿大坂より歸城し給ふ後、越中へ鷹野に發駕。其日奥村河内守は城代を勤めける故登城、橋爪の橋の上に到る時、弟の攝津守城中より下るに逢ひたり云々。といふ事見たり。按ずるに、藩侯の二、丸を本城となし居館し給ふは、寛永八年の火災後にて、元和元年の頃は未だ本丸に居館し給ふ頃なり。三州志來因概覽附録に、相傳ふ。公本丸に居城の時は、橋爪邊惣下乗場たりと云ふ。とあり。金城深秘録に、二、丸橋爪一の御門、升形出し一つ、小櫓出し一つ、二之御門土番所、足輕番所、五足建御厩御門と次第して記載せり。思ふに橋爪の橋と稱するは、そのさきよりの俗稱なるべし。

○雁 木 坂

橋爪門より二、丸へ登る石段にて、一、丸殿閣の玄關前の階段をいへり。昔は坂の土留を雁木になしありたる故に、雁木坂と呼べりと。按ずるに、秋雁の渡り來る時、木の枝をふくみ來り、奥州外が濱に落し置き、さて春歸る頃其の木